

若手アーティストの制作・発表拠点の整備・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

若手アーティストの制作・発表拠点の整備・運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

神戸市内の空き家・市営住宅等の既存ストックを活用し、若手アーティストが地域と関わりながら継続的に創作・発表できる拠点を整備・運営することで、地域コミュニティの活性化および文化芸術の振興を図る。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 18,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、空き家等の賃料を除いて契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、受託者が業務に着手するために必要な額を限度として前金払ができるものとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 神戸市内に活動拠点を有すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名

停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(7) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年4月6日
(2) 質問受付締切	令和8年4月13日
(3) 質問に対する回答	令和8年4月17日
(4) 企画提案書の提出期限	令和8年4月23日
(5) 選定結果通知	令和8年5月中旬
(6) 契約締結・事業開始	令和8年5月下旬(予定)
(7) 事業完了	令和9年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年4月6日から4月13日17時まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、本要領8(2)に記載の担当部署宛てに電子メールで提出すること
- ウ 回答参加者全者に対して、令和8年4月17日に電子メールにて回答する。

(2) 参加確認書類・企画提案書・見積書の提出

- ア 参加確認書類の提出
 - a. 参加申込書(様式1号)
 - b. 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2号)
 - c. 団体概要(様式3号)
 - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
 - ※ 共同企業体の構成団体については(様式6号)を使用すること
 - ※ 個人事業主については履歴書(様式7号)を使用すること
 - d. 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)
 - e. 共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)
 - ※ 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記のcdを提出すること。
- イ 企画提案書の提出
 - a. 様式自由・A4サイズ
 - b. 企画提案書には、仕様書で指定している項目について必ず記載すること
 - ※ 正本は提案事業者名入りの表紙をつけること。
 - ※ 副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
- ウ 見積書の提出
 - a. 様式自由・A4サイズ
 - b. 内訳がわかるように記載すること
- エ 受付期間 令和8年4月6日から4月23日17時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時~正午、午後1時~午後5時
- オ 提出部数 参加確認書類: 正本1部
企画提案書: 正本1部、副本1部
見積書: 正本1部
- カ 提出場所 文化スポーツ局文化交流課

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的に即した企画内容【20点】
- イ 地域コミュニティや既存アート団体との連携【20点】
- ウ アーティストの育成実績【20点】
- エ アートイベントの企画・運営実績【20点】
- オ 実施体制の確保【10点】
- カ 提案金額の妥当性【10点】

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「若手アーティストの制作・発表拠点の整備・運営業務」受託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和8年5月上旬

(イ) 場所 神戸市役所1号館内

(ウ) 内容・方法

企画提案書によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

- ・説明は本業務に携わる者（責任者またはこれに準ずる者）が行うこと。
- ・説明の際は、選定委員の手元に事前に提出のあった企画提案書を用意しており、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市文化スポーツ局文化交流課 和田・福田

電話番号 078-322-6598

Eメール bunka_kikaku@city.kobe.lg.jp